

～要保護及び準要保護児童生徒援助制度について～

西予市教育委員会では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、給食費等を援助する就学援助制度を設けています。この制度の利用を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 援助の対象となる方（認定基準）

次の①～⑪のうち、いずれかに該当する方

① 生活保護を受給している方	② 生活保護が停止又は廃止となった方
③ 市町村民税が非課税の方（世帯全員）	④ 市町村民税が減免されている方
⑤ 個人事業税が減免されている方	⑥ 固定資産税が減免されている方
⑦ 国民年金の掛金が減免されている方 ※4分の1免除は対象外です。	⑧ 国民健康保険料が減免または徴収が猶予されている方
⑨ 児童扶養手当を受給されている方	⑩ 生活福祉資金貸付補助金を受給されている方
⑪ 経済的により就学が困難な状態にある方 ※世帯の所得金額が判断基準額以下（生活保護基準額を参照した世帯ごとの額）の場合に認定となります。	

※②について、生活保護が停止または廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。

※対象児童生徒が児童福祉施設に入所または里親措置費を受給している方は、申請できません。

2. 支給費目について

認定された児童生徒については、次の費目の一部を支給いたします。ただし、生活保護法に基づき支給を受けた費目については、支給されません。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 学用品費・通学用品費 | (2) 校外活動費 |
| (3) 通学費 | (4) 修学旅行費 |
| (5) 体育実技用具費 | (6) 新入学学用品費 |
| (7) 医療費 | (8) 学校給食費 |

3. 認定について

教育委員会で、認定基準を基に認定できるかどうかを決定し、決定後通知いたします。

なお、認定を受けた後、経済条件が回復及び回復すると思われる場合、または結婚等により家庭状況の変更がある場合は、年度の途中でも認定は取消しとなります。必ず学校（事務室）または西予市教育委員会までご連絡ください。

4. その他

準要保護認定基準は、認定できるかどうかの決定時の判断材料であって、全ての基準により認定の適否を決定するものではありません。（基準を満たした世帯であっても、経済条件が回復すると思われる世帯や多額の資産を所有する場合は、認定されません。）

お問い合わせ先

◆西予市教育委員会学校教育課（西予市役所本庁2階）

TEL 0894-62-6414

◆西予西共同事務室（三瓶中学校内）

TEL 0894-33-3717

（対象校：三瓶小・三瓶中・多田小・中川小・石城小）

◆西予中央共同事務室（宇和町小学校内）

TEL 0894-62-2352

（対象校：宇和町小・田之筋小・皆田小・宇和中・明浜小・明浜中）

◆西予東共同事務室（野村中学校内）

TEL 0894-72-1095

（対象校：野村小・大野ヶ原小・惣川小・野村中・城川小・城川中）